

【施設外就労（企業内就労）の主なメリット】

株式会社 研 進

福祉施設における平均月額工賃は16,000円台と低迷しており、一般就労等における「雇用」との格差は歴然としています。「雇用」が難しい障害のある方々にとって、**施設外就労（企業内就労）**での働き方は、下記の通り多くのメリットをもたらしてくれます。福祉施設を利用する障害者が職員の支援を受けながらチームを組み、仕事を発注する企業若しくは企業が指定する場所に赴いて一定の仕事を請け負います。

障害者本人は勿論、仕事を提供する企業や支援を担う福祉施設にとってもメリットは大きく、今後、更に期待される就労形態と言えます。

1. 障害者本人のメリット

- ①企業から仕事を請け負い、企業内や一般就労に近い環境での就業経験が積める。
- ②「良質な仕事」により高い工賃を享受出来る。
- ③実績が認められて就職・雇用への道が拓ける可能性がある。
- ④当該発注企業に就職・雇用が叶った場合、出身元の福祉施設による定着支援が得られる。
- ⑤一旦就職・雇用された方が、高齢化その他雇用困難な事情を抱えた場合の受け皿となる。

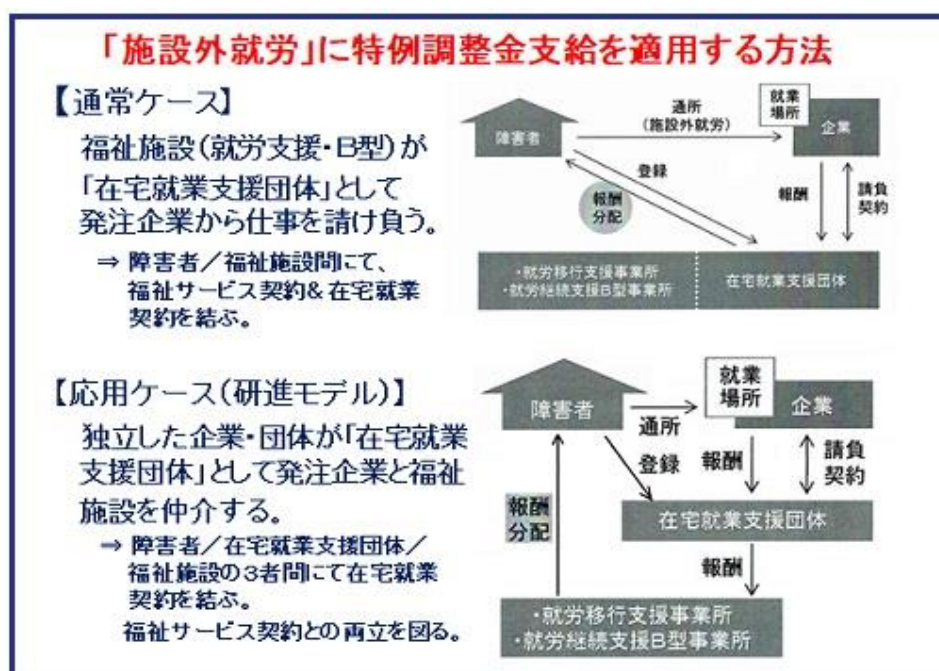
2. 発注企業のメリット

- ①障害者の直接雇用に伴う労務管理の負担から解放される。
- ②人出不足対策及び人件費削減に繋がる。
- ③有能な障害者を見極め雇用に対応しい人材発掘の機会となる。
- ④一定要件を満たせば、障害者雇用納付金制度における特例調整金等の受給対象となる。
(障害者への支払工賃35万円につき21,000円(6%)の特例調整金が支給される)
- ⑤CSR（企業の社会的責任）やSDGs（持続可能な開発目標）にも即している。

3. 福祉施設のメリット

- ①「良質な仕事」を確保し、目標工賃を達成するために有効である。
- ②障害者の自立・就労支援に係る職員の指導ノウハウを発揮する機会となる。
- ③設備投資や原料仕入れ等の必要がなく工賃還元率・利益率を高めることが出来る。

(注) 従来の「施設外就労加算」は、2021年度報酬改定により支給工賃実績に基づく報酬単価として調整されることとなり廃止されました。



* 障害者雇用促進法/障害者雇用納付金制度における「在宅就業障害者支援制度/特例調整金等」については、以下を参照下さい。⇒ [障害者雇用促進法/在宅就業障害者支援制度](#)

障害者の所得対策(工賃の確保)や「働き方改革」にも繋がり、発注企業及び福祉事業者を含めたトータル・ベストの観点から、Decent Work(働き甲斐のある人間らしい仕事)を実現する「施設外就労(企業内就労)」に注力して参りたいと思います。

以上